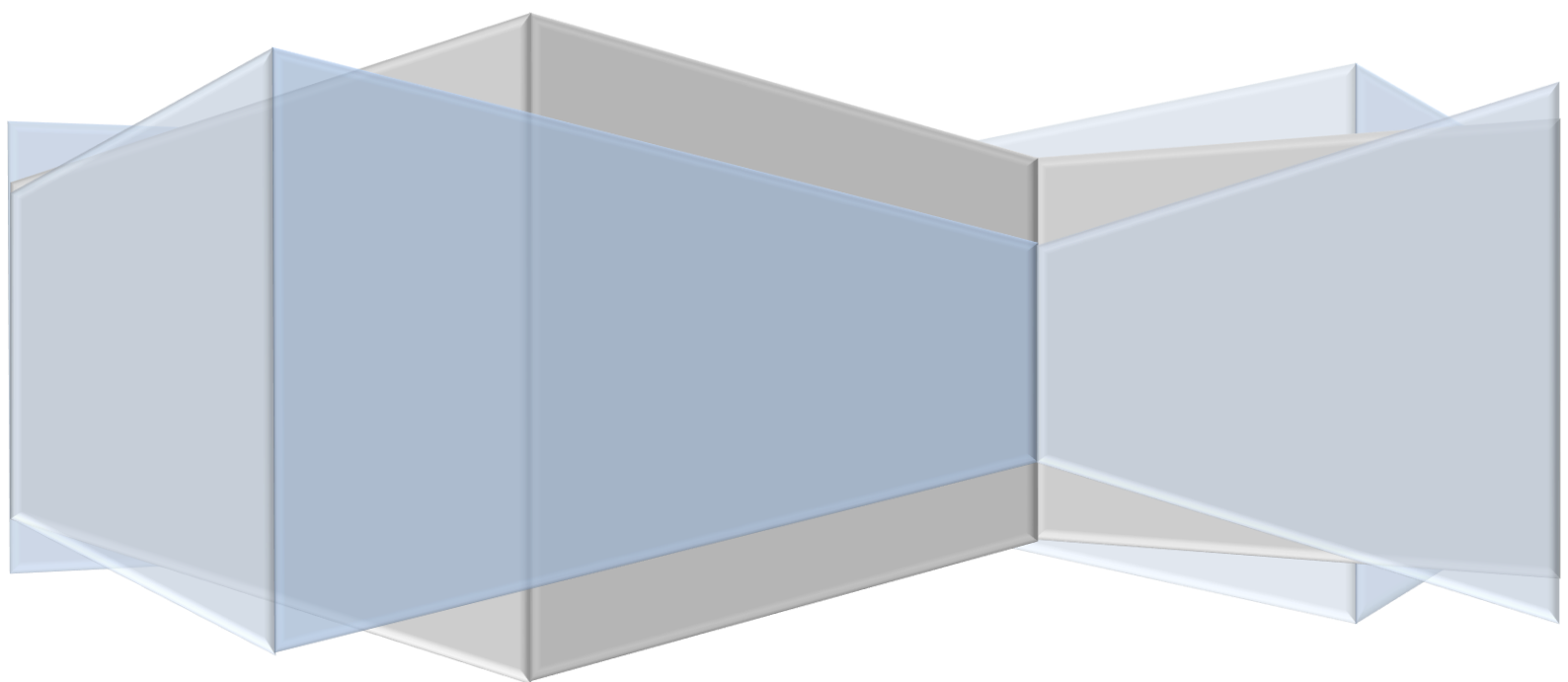


長瀬西小学校

R6 学校いじめ防止基 本方針

令和6年度

生活指導部



学校いじめ防止基本方針

東大阪市立長瀬西小学校

令和 6年 4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にできる精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では「全ての子どもに 生きる喜びと 明日をつくる力を」を教育目標に、「学び合う授業づくり」を重点目標としている。その実現のために人権教育を学校教育の中心として位置づけ、取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという共通認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 名前を遊んだり、見た目であだ名をつけられたりする
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 自分の意志に反する行動を無理強いされる
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 自分のものを隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ネットやアプリ、SNSなどで、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ 画像を本人に無断で掲載したり、転送したりする
 - ・ 個人情報が無断で発信される
- 近所に住む異学年の児童とのトラブル
- 自分の気分によって、人に対してもので攻撃する
 - ・ 新しく買ったスパイクで相手をたたく

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「人権教育推進委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、特別支援コーディネーター、A部会・B部会の部長、当該学年の担任、養護教諭

(3) 役割

- | | |
|------------------|-------------------|
| ア 人権教育の基本方針策定 | カ 教職員への校内人権研修 |
| イ 学校いじめ防止基本方針の策定 | キ 年間計画進捗のチェック |
| ウ 年間計画の企画と実施 | ク 各取組の有効性の検証 |
| エ いじめの未然防止 | ケ 人権教育の基本方針の見直し |
| オ いじめの対応 | コ 学校いじめ防止基本方針の見直し |

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

長瀬西小学校 いじめ防止年間計画				
	低学年	中学年	高学年	学校全体
4月	児童・保護者への相談窓口周知 グループ学習（ちえのわ） 授業参観・懇談 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	児童・保護者への相談窓口周知 グループ学習（ちえのわ） 授業参観・懇談 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	児童・保護者への相談窓口周知 グループ学習（ちえのわ） 集団づくりのとりくみ 授業参観・懇談 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	教育相談について保護者に案内 ハッピーフレンド活動（全学年の縦割り活動）
5月	全校遠足（人間関係づくり）	全校遠足（人間関係づくり）	小6登校2回 全校遠足（人間関係づくり）	
6月	授業参観	授業参観	授業参観 小6登校2回	
7月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 保護者個人懇談（家庭での様子の把握）	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 小6登校1回 保護者個人懇談（家庭での様子の把握） 5年 林間学舎	いじめ状況調査の実施

9月	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	運動会（人間関係づくり）	ハッピーフレンド活動 （全学年の縦割り活動）
10月	集団づくり		小6登校2回 修学旅行（人間関係づくり）	
11月	土曜参観 学校教育自己診断	土曜参観 学校教育自己診断	小6登校1回 土曜参観 学校教育自己診断	
12月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 長西ハッピーデー	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 長西ハッピーデー	学校生活（いじめに関する）アンケート実施 小6登校1回 長西ハッピーデー	いじめ状況調査の実施
1月	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	保護者個人懇談 （家庭での様子の把握）	
2月	授業参観	授業参観	小6登校2回 授業参観	いじめ状況調査の実施
3月	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	学校生活（いじめに関する）アンケート実施	小6登校1回 学校生活（いじめに関する）アンケート実施	

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

人権教育推進委員会は、各学期に2回、年間計4回の検討会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しを行う。

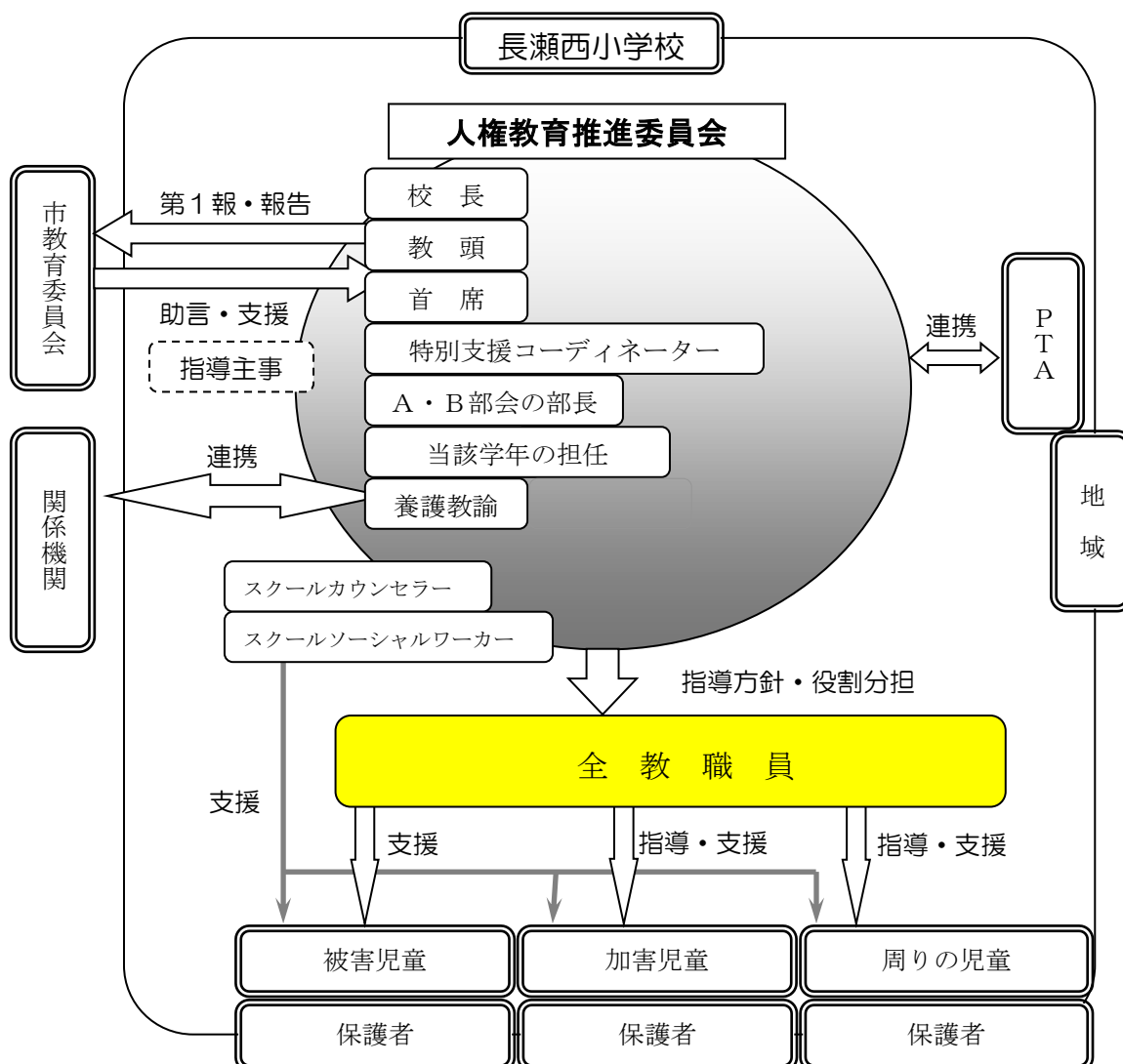
第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢で日常の指導を児童に行うとともに、いじめは、教職員の児童観や指導の在り方及び学校の教育活動全体が問われる問題であるとの認識を持つことが非常に重要であるとする。

特に教職員一人ひとりが子どもを深く理解し、常に子どもを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのために校内研修を充実し、子どもに対する肯定的理解を深めるなど教職員の指導力の向上に努めていく必要がある。

「校内体制」



2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素からいじめについて共通理解を図っていく必要がある。まず、教職員に対しては、子ども理解のための教職員全体の情報交流の中で、具体的な内容でいじめについて認識を深める研修を行っていく。次に、児童に対しては「いじめに関する学校生活のアンケート調査」を契機として、学級の実態をもとにいじめに対する見方や考え方等を学年の発達状況に合わせて理解していく。保護者に対しては学級懇談会や個人懇談会、学校説明会等の中で情報提供しながらいじめについて共に考えていく機会を持つていく。地域に対しては学校協議会や学校だより、HP等を通して理解や協力を求めていく。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育

ることが必要である。

そのために、本校では子ども同士が互いを理解しつながり合うための手だてとして、ハッピーフレンド活動や、きょうだい学年や低・中・高学年での交流などを児童会の取り組みの一環として位置づけて取り組んでいく。

- (3) いじめの防止のためには、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることが重要である。児童の学校生活の中では授業の時間が大半を占めている。当然授業の中にはいじめの問題も含め、人間関係の課題が浮かび上がってくる。教職員がそのことを見過ごすことなく、児童を適切に評価し、指導していく中で学習集団として高めていくことが大切である。授業の中で一人ひとりが活躍する場を持つことや、わかりやすい授業づくりを進める中で集団は育っていくと考える。

また、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長するようなこともあるので注意が必要である。

深く考えないで「いじめられる側にも問題がある」かのように受け止められかねない認識や言動を示すことは、いじめている児童やまわりで見えたり、はやし立てたりしている児童を容認することにもなりかねない。障害のある児童についての理解を深めることも、認識や言動を改める上で必要である。

- (4) 児童の自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、2つ考えられる。1つ目は、学級・学年・学校を児童一人ひとりの居場所にしていく「居場所づくり」の取り組みである。様々な危険から子どもを守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。2つ目は「人間関係づくり」である。上記の「居場所づくり」が進められているという前提のもとで子ども自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる取り組みを進めていくことが重要である。
- (5) 児童が自らいじめについて学び、取り組む方法として、道徳の時間や学級活動の時間などの年間計画に位置づけた上で、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにしていく。(トラブルが起きやすい時期、たとえば4月下旬や9月上旬に設定しておく。)今、いじめの状況にないから実施しないのではなく、計画通りに実施していくことが大切である。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。そして、子どもが示す小さな変化や危険信号を見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを検知することが必要である。そのために、月一回は全教職員で子どもの情報交換を行い、情報を常に共有できる**特別支援委員会**を行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 「目に見えにくい」タイプのいじめなどの場合、大人の目で発見することには限界がある。そこで、実態把握の方法として、定期的なアンケートは効果があると考えられる。アンケートの中に現れていることや、普段の教職員の気づきとの両面からいじめの兆候をつかむこともできる。また、本校では教育センターの相談員や中学校区のスクールカウンセラーを活用した児童や保護者との教育相談から気づきが生まれることがある。相談箱も一助となる。

上記のことは大切にするが、教職員自らが授業中の子どもの表情や日記の内容など、普段から児童の様子や態度について日常的に観察することがいじめの早期発見の前提である。

- (2) 保護者と連携して、児童を見守るためには保護者と担任との信頼関係をより深めていく必要がある。連絡帳や電話連絡、家庭訪問などを活用して、家庭で気になった様子や学校で気になったことなどの情報交流をすると共に、子どもをいつも真ん中においていっしょに子育てを考えていくという関わり方を、学校全体で大切にしてい

また、本校では愛ガードの活動が活発であり、よく登下校中の子どもの様子を学校に伝えてもらえる。いじめの兆候が見られたときは、地域とも連携して、子どもを見守っていく。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として教育センターの相談員による教育相談や、中学校区のスクールカウンセラーを活用を推進、啓発していく。
- (4) 学校だよりの配布やホームページへの掲載により、相談体制を広く周知する。
また、相談内容について人権教育推進委員会の案件として取り上げることにより、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 学校教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取扱いについて、人権教育推進委員会が適切に対処していく。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職や主担者等に報告し、いじめの防止等の対策のための人権教育推進委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) 学校や教育委員会が、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

(1) いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。また、児童の個人情報取り扱いなど、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。

(2) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去すると共に、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する

(3) いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、人権教育推進委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

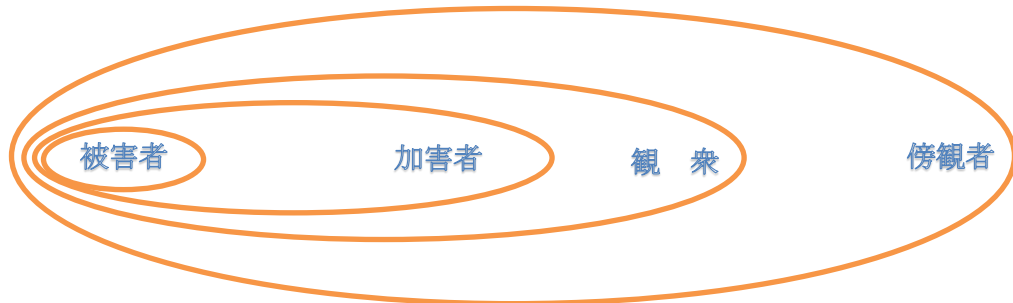
そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さな

い」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

《いじめの4層構造》



被害者…いじめられている子ども。一人の場合が多い。

加害者…いじめている子ども。複数の場合が多い。以前いじめられていたことがあって、現在は立場が逆転している場合もある。

観衆…はやし立てたり、おもしろがって見たりしている子ども。

加害の中心の子どもに同調・追従し、いじめを助長する。

傍観者…見て見ぬふりをする。自分に関わりたくないと思っている場合が多い。

加害者側には暗黙の了解と解釈され、被害者側には加害者と同じ立場に立っていると思われる。

結果的には、いじめを促進・重大化させることになる。

※ いじめは、仲の良い関係で起き、当事者は訴えることが少なく、観衆や傍観者は被害者になることを恐れて黙っている場合が多く見られます。このように、現代のいじめは「いじめる子」「いじめられる子」だけの個別の問題ではなく、「集団の問題」と考えられます。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化祭、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、人権教育推進委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他（日常的に学校として取り組むべき課題）

1 徹底した子ども理解と集団づくり

- (1) 徹底した子ども理解をもとに、課題のある子を中心に据えた集団づくりの中で、子どもと子どもをつなぐ取り組みを学級・学年集団として年間を通じて計画的に行う。
- (2) 「子どもが学校へ行きたいと思える学校・学年・学級づくり」を全ての教育活動の中で重視した取り組みを進めていく。

2 組織的な指導体制

- (1) いじめへの対応は、校長を中心に全教職員で取り組む体制を確立することが重要である。一部の教職員が抱え込むのではなく、人権教育推進委員会で情報を共有し組織的に対応する。
- (2) 必要に応じて、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラーや家庭児童相談所、子ども家庭センターの職員、ソーシャルワーカーなど）弁護士、医師等の外部機関とも連携しながら、問題の解決を図っていく。

3 校内研修の充実

全ての教職員の子ども理解といじめについての共通理解を図るため、少なくとも年に数回は、子どもの生活や様子の情報交流やいじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

4 地域や家庭との連携

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、学校や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めると共に、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。特にPTAや地域の主催する講演会等でいじめ問題について考える機会を設けたり、学校協議会を活用するなど地域と連携した取り組みを進めていく。

いじめの定義

(いじめ防止対策推進法)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級のもの、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のあるものをさす。

(注2)「心理的に影響を与える行為」とは、仲間はずれや集団による無視等直接的に関わるもの、ライン等のアプリやインターネットを通じて行われるもの他、心理的な圧迫を感じざるもの全てを含む。

(注3)「物理的に影響を与える行為」とは、身体的な攻撃、金品の要求、物を隠す、不当な命令などを意味する。

(注4)けんかは含まない。

5 関連資料

- ◇ いじめ防止対策推進法（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm

- ◇ いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/04/05/1304156_02_2.pdf

- ◇ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/03/23/1327876_04.pdf

- ◇ いじめ防止指針（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/ijimebousisisin.html>
- ◇ いじめ対応プログラム I・II（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ いじめ対応プログラム実践事例集（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/>
- ◇ 5つのレベルに応じた問題行動へのチャート（大阪府）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>